

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 29 日現在

機関番号：34415

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17172

研究課題名(和文) 保守主義とのれんの減損損失計上に関する実証分析

研究課題名(英文) Conservatism and Impairment of Goodwill

研究代表者

宮宇地 俊岳 (MIYAUCHI, Toshitake)

追手門学院大学・経営学部・准教授

研究者番号：90609158

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、保守主義をめぐる近年の議論を整理し、保守主義をめぐる会計基準の動向が、企業ののれんの減損損失計上行動、および減損損失計上を用いた裁量的会計行動への影響、当該情報に対する株式市場の評価などについて実証研究ベースの知見をベースに考察することを目的とする。その結果、条件付保守主義が適用された基準下では、のれんの減損が生じていても適時にのれんの減損のスイッチが入りにくいこと、巨額ののれんが減損され一気に取り崩されることによって、株式市場が予想もしていなかったのれんの減損損失が計上された場合に、減損サプライズをもたらすことも明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to analyze an effect on accounting behavior of recognition of impairment loss of goodwill that a controversy on a concept of conservatism under accounting standards brought about after separating concept of conservatism into conditional conservatism and non-conditional conservatism. Firstly, this research points out that under conditional conservatism manager delayed the timing to pull the trigger for impairment of goodwill, and accumulated the amount of purchased goodwill. Secondary, this research documents that if manager discloses huge amount of impairment loss of goodwill that market doesn't expected, stock market shows surprise reactions to such an announcement.

研究分野：財務会計

キーワード：のれん 減損損失 保守主義

## 1. 研究開始当初の背景

(1)近年、会計学における保守主義は、会計基準設定および会計学研究において、重要な論点の1つとして取り上げられている。保守主義は、日本の企業会計原則の一般原則において、「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない」として規定されており、予測される費用・損失について、企業による早期計上を認めている。当該原則は、企業の財務上の健全性を高め、経営環境の不確実性に対処するために、慣行的に生まれてきた原則である。このような保守主義であるが、会計制度設計を考えるうえで、近年、「条件付保守主義」と「無条件保守主義」とに区別して考察されるようになった。

(2)まず、条件付保守主義とは、経済的事象（経済的な利益や損失の発生）が生起するという条件をトリガーとして、会計上の収益・利得、費用・損失を反映するが、その際にグッド・ニュースを認識する際に求められる検証可能性が、バッド・ニュースを認識する際に求められる検証可能性よりも厳しいことが原因となり、経済的利益よりも経済的損失の方が、より適時に反映されるものをいう。具体的な会計基準としては、棚卸資産にみられる低価評価損の評価減や固定資産（有形固定資産やのれん）の減損損失計上等が該当するだろう。他方で、無条件保守主義とは、経済的事象の生起に起因しない保守主義であり、経済的事象の生起に先行して費用計上を行うような保守主義をいう。具体的な会計基準としては、研究開発投資額を即時費用計上する処理や、減価償却における定率法適用などが想定されるだろう。

(3)これらの2つの保守主義については、無条件保守主義が拡大すれば、条件付保守主義の発動が抑制される可能性が指摘されている。たとえば、企業買収時に計上した買入れのれんに対して、規則的償却を実施していれば（無条件付保守主義の適用に該当する）のれんの減損損失計上（条件付保守主義の適用に該当する）の必要性は低下する。

## 2. 研究の目的

(1)近年、我が国のM&A件数は急激に増加しており、また、企業結合時に採用される会計処理方法がパーチェス法に一本化されたことを受けて、買入れのれん額が急速に積みあがっている。また日本では、のれんの規則的償却を求めない非償却・減損方式を採用するIFRSの任意適用を認め、IFRSを採用する企業も緩やかではあるが増加しつつある。

(2)そのような状況下において、本研究では、保守主義概念の中でも無条件保守主義の後

退（のれんの規則的償却の会計基準からの排除）によって、条件付保守主義（ここではのれんの非償却・減損）によって、M&Aの件数やのれんの金額の時系列的な増大を予想し、その影響を分析する。また、先行研究によれば、企業結合会計の領域では、企業買収後に生じたのれんの減損損失計上を利用した機会主義的な裁量的会計行動が報告されていた（のれんの減損損失が潜在的には発生しているが、減損損失の認識のスイッチを適時には入れずに、当該減損損失の計上をBig Bathとして利用する等の狙いで、遅れて減損損失を認識する）。そこで、条件付保守主義下で巨額に積みあがるのれんとのれんの減損損失計上行動について、分析・考察が必要と考える。

## 3. 研究の方法

(1)企業結合会計においては、特定の条件をトリガーとする条件付保守主義の具体的な基準への適用は、のれんの非償却・減損を求める会計基準となり、そのような処理を求める基準はU.S. GAAPやIFRSとなる。他方で、経済的事象の生起に先行して費用計上を行う無条件保守主義の具体的な適用は、のれんの規則的償却を求める会計基準となり、そのような処理を求める基準は日本基準となる（厳密には、非償却・減損ではあるが）。

(2)そこで、U.S. GAAP下やIFRS下の企業を対象として実施された実証研究や、日本基準下の企業を対象とした実証研究をサーベイし、のれんの積み上がりや、減損損失計上行動への影響を整理する。また、そこでの実証成果や記述統計などのデータに基づいた考察を行う。

(3)また、のれんが積みあがる影響は、会計基準による差だけではない。そこで、近年、増加しているクロスボーダー型のM&Aがのれんに与える影響（情報の非対称性が大きく、高値の買収になりやすく、巨額の買入れのれんが計上されやすいとされる）についても、補足的に確認をしておく。

## 4. 研究成果

(1)まず、議論の出発点として、のれんの資産性やその減損情報についての実証成果の整理を行った。ある企業が他企業と合併、あるいは他企業を買収した際に、被取得企業の純資産（時価で再評価）と取得対価との差額を「のれん」として取得企業の貸借対照表に計上することが求められる。のれんは目に見えない無形資産に属する資産だが、その情報が株価や株価の変動との関連性を有するか否かの分析を通じて、株式市場において資産として評価されているか（資産性を有するか）否かが検証されてきた。先行研究では、

企業が計上するのれんとその企業の株式時価総額とが統計的に有意なプラスの関連性をもつことを明らかにしており、のれんは概ね資産性を有すると評価されている。また、資産として計上されているのれん情報には、当該企業の将来キャッシュ・フローとプラスの相関が確認されており、将来キャッシュ・フローの予測力をもつこと、また、のれんの減損損失情報が、将来キャッシュ・フローと有意なマイナスの相関を示し、将来キャッシュ・フローの減少を予測しうる情報を含むことも明らかにされていることがわかった。

(2)次に、のれんの減損を企業が公表した周辺日の株価の変動を観察し、のれんの減損という事象に対する株式市場の評価を分析するイベント・スタディの成果についても確認を行った。その結果、減損公表1日~3日後の株価の変動は、有意にマイナスの超過リターンを示すという結果が得られている。株価は株主が受け取るキャッシュ・フローの割引現在価値合計として理論的に求められるという前提に立てば、この結果は、のれんの減損公表によって期待企業価値の減少分を直接的に検出していると考えられる。また、利益と株主資本簿価情報を用いて企業価値を推定するモデルを活用して、のれんの減損損失の情報が株価水準の形成に影響を与えているかを検証する価値関連性研究でも、株価形成において、のれんの減損損失は統計的に有意なマイナスの説明力をもつことが明らかにされている。

(3)このように、資産計上された買い入れのれんは概ね資産性を有すると評価され、その減損の公表に含まれる情報や、減損損失の金額情報は、株価形成に影響を与える有用なものであると捉えられている。そのような前提のもとに、のれんに対して非償却・減損を求める基準下の企業ののれん減損損失計上行動を検証したところ、のれんの減損損失計上の適時性（経営者が減損損失の計上時期を意図的に遅らせる行動をとる）の問題が指摘され、そのような裁量行動が減損損失情報にバイアスを加えることによって、減損損失の情報がその有用性を失っているという指摘もなされている。なお、のれんの減損発生の際には、のれんに潜在的な減損が発生している兆候は、当該企業が簿価ベースで100万ドルを超えるのれんを抱えていることと、株式時価総額と株主資本簿価の比率をとった簿価時価比率が2年連続して1を下回っていることといった基準を採用して捉えられている。

(4)条件付保守主義が適用されたのれんの基準下では、のれんの減損が生じていても、適時にのれんの減損のスイッチが入りにくいことと、のれんが積みあがっていること明らかにされているが、その一方で、巨額ののれ

んが減損され一気に取り崩されることによって、株式市場が予想もしていなかったのれんの減損損失が計上された場合に、減損サプライズをもたらすことも明らかになっている。「のれんの減損を計上すると考えられていたが、減損計上額が予想額以上であった」ようなケースでは、期待（予測）された減損額を超えて計上された減損損失部分については、株価に対して有意にマイナスの影響を与えることを明らかにする研究がいくつか存在する。また、企業の倒産可能性を予測する「倒産予知モデル」のように、のれんの減損損失計上の可能性を予測する「のれん減損予知モデル」の構築を試みる研究も存在し、このモデルによって「減損計上の可能性の低いと考えられた企業が減損を計上した場合」の分析も取り組まれている。「のれん減損予測モデル」上、のれん減損の発生確率が低いと予想された企業群が減損損失を計上した場合には、株価の変化に対して有意にマイナスの影響を与えることも明らかとなっている。

(5)このように、条件付保守主義を適用した会計基準下では、経営者に必要以上の裁量を与えていること以外に、予期せぬのれん減損損失に対して市場がネガティブな評価を加えることで、追加的な資本コストを負担させている可能性があることも明らかとなった。ただし、現時点では、予想外なのれんの減損損失計上が統計的に有意に株価を押し下げる影響がある平均像が明らかになっているに過ぎず、その下げ幅が株価を適切な水準に戻す程度のものなのか、適正な企業価値の水準を大きく割り込むような評価を株式市場が下すぐらいのものなのかまでは明らかにされていない。その意味で、市場のネガティブな評価の実像については、研究課題が残っている。

(6)また、M&A 経験企業にのれんが積みあがる原因として、会計制度の側面以外に、クロスボーダーM&A が増えていることも要因として指摘されている。日本でも、国内市場規模の縮小を嫌気し、海外の市場への進出（および、当該外国における既存の経営資源や人材の獲得）を目的とし、海外企業を対象としたM&A に挑戦する企業が増えつつある。法や会計制度・証券市場・企業文化等が異なる2企業間のM&A は、情報の非対称性の存在の大きさ等も要因として加わって、買収コストが増大し、結果的に買収プレミアムが高くつくケースが指摘される。海を隔てた2企業間のM&A は、計上する買い入れのれんの金額を膨らますだけでなく、買収後のコントロールも難しく、のれんの減損処理につながる可能性も存在する。クロスボーダーM&A と買収プレミアムに着目した研究は、相対的に新しい研究領域であるため、株価への影響やその変動をもたらす要因等について、それら

の最新の知見の整理も行った。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

宮宇地 俊岳、のれん減損サプライズをめぐる株式市場の反応、企業会計、査読無し、第 69 巻、第 7 号、2017 年、38-43 頁

宮宇地 俊岳、クロスオーバーM&A とのれん、追手門経営論集、査読無し、第 24 巻、第 1 号、2018 年

〔学会発表〕(計 1 件)

Masatsugu SANADA, Toshitake MIYAUCHI, Political participation in the global accounting standard-setting, 2017 GAOC Network Conference, La Trobe University, Melbourne, Australia.

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等  
特に開設していない。

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

宮宇地 俊岳 (MIYAUCHI, Toshitake )  
追手門学院大学・経営学部・准教授  
研究者番号：90609158

(2)研究分担者

特に設けていない。( )

研究者番号：

(3)連携研究者

特に設けていない。( )

研究者番号：

(4)研究協力者

特に設けていない。( )